

令和2年9月第3回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 令和2年9月4日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
会 計 管 理 者	高 梨 富 美 子
国 保 年 金 課 長	石 井 健 一
高 齢 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

・連絡員

教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘
-------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日 野 原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第2号)

令和2年9月4日(金)午前10時開議

日程第1 八街市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第2 議案の上程

議案第14号から議案第17号

提案理由の説明

日程第3 一般質問

日程第4 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、八街市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、令和2年5月12日付で、選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、9月29日をもって現在の委員及び同補充員が任期満了となる通知があったことにより、次期委員及び同補充員の選挙を行うものであります。

地方自治法第181条第2項及び第182条第2項の規定により、選挙管理委員及び同補充員は、それぞれ4名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

八街市選挙管理委員に、八街市八街ろ119番地、中村和雄様。

八街市八街に458番地58、長谷川嘉男様。

八街市八街ほ967番地43、森川和雄様。

八街市八街へ381番地2、篠塚伸幸様を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました中村和雄様、長谷川嘉男様、森川和雄様、篠塚伸幸様、以上の方が八街市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員については、委員に欠員が生じた場合の補充の順位を議長の指名順にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

八街市選挙管理委員の補充員に第1順位、八街市砂159番地、菅野義男様。

第2順位、八街市山田台327番地、石川良道様。

第3順位、八街市榎戸819番地2、三須浩様。

第4順位、八街市八街は17番地、長澤福和様。以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました菅野義男様、石川良道様、三須浩様、長澤福和様、以上の方が順序のとおり、八街市選挙管理委員の補充員に当選されました。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第14号から議案第17号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第14号から議案第17号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、指定管理者の指定に関する案件1件、契約の締結に関する案件1件、条例の改正2件の合計4議案でございます。

それでは提案いたしました議案について、ご説明いたします。

議案第14号は、指定管理者の指定についてでございます。

これは、八街市児童館、八街市老人福祉センター、八街市南部老人憩いの家の指定管理者として、社会福祉法人八街市社会福祉協議会を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号は、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、現行の償還払い方式から現物給付方式への移行と共に、自己負担額を減額することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制

定についてでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関し、国から財政支援の適用期間を延長する旨の通知がなされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第17号は、八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結についてでございます。

この契約につきましては、一般競争入札の結果、東日本電信電話株式会社が3億8千818万2千355円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、追加議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

ただいま上程されました議案第14号から議案第17号に対しての質疑通告は、8月31日に上程された議案と合わせ、9月8日午後1時までに通告するようお願いいたします。

日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すと共に、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、また騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次質問を許します。

最初に、誠和会、木村利晴議員の代表質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。9月議会のトップバッターを務めさせていただきます。

今年1月より日本国内でコロナウイルスの感染が確認され、今まさに感染拡大第2波の真ただ中にある日本列島であります。そのような中、梅雨の長雨が続き、九州地方をはじめ、日本の各地で川の氾濫、土砂崩れによる災害が発生しました。また、梅雨明けと同時に、猛暑と言うより危険な暑さが続き、熱中症でお亡くなりになる方が続出いたしました。災難に災難が重なり、被災した方々はもちろんですが、行政、防災、医療関係者の方々にとっても心身共に大変なご負担やご労苦がかかっているものと推測いたします。また、今も現場で奮闘努力されておられることに尊敬と敬意を表します。お亡くなりになった方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々にお見舞い申し上げ、現場でご対応、ご活躍されている全ての方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。

これから台風が発生しやすい季節になってまいります。これから来るであろう未知の災害対策と現状のコロナ感染対策を含め、通告に従い、代表質問をさせていただきます。

最初の質問です。1新型コロナウイルス感染対策として、(1)臨時交付金、助成金についてのご質問をいたします。

要旨①特別定額給付金が日本国民に支給されました。八街市民も支給されました。令和2年4月27日現在の住民基本台帳による3万1千891世帯、6万8千913人を対象とした支給手続をされ、オンライン申請、郵便申請分を審査し、5月27日から、オンライン分より順次振り込まれたと伺っております。

8月25日付で受付終了、8月31日に最終申請件数結果が確定されました。最終的に支給されたのは何世帯、何人になったのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

特別定額給付金の申請につきましては、令和2年4月27日の基準日に八街市の住民基本台帳に記録されている3万1千891世帯、6万8千913人に、DV被害者申出者、措置入所等障害者、高齢者及び施設入所等児童の調整を行いまして、3万1千905世帯に5月23日から申請書を郵送したところでございます。

なお、給付金の受付は5月25日から開始し、8月25日当日消印分の郵送による申請をもちまして、受付を終了いたしました。

現在、処理中の分も含めまして、最終的な給付対象世帯数は3万1千937世帯、給付世帯見込数は3万1千770世帯で、給付率は99.5パーセント、給付者6万8千771人の給付見込額は68億7千710万円、給付率は99.7パーセントでございます。

○木村利晴君

では、ちょっと再質問させていただきます。

振込だけではなく、現金支給もあったと思います。その対応も大変だったと思いますが、支給期間中での出生や死亡による変動があったと思われます。その対応はどのようにされたのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

初めに、支給期間中の出生者につきましては、給付対象者が基準日であります令和2年4月27日において八街市の住民基本台帳に記録されていることとなっておりますので、それ以降に出生された方は給付の対象外となってしまいます。しかし、八街市独自の事業といたしまして八街市新生児応援給付金がございます。令和2年4月28日から令和3年4月1日に生まれたお子様のお母様、またはお父様に対し、条件はございますが、新生児一人につきまして10万円の給付事業がございます。

次に、基準日以降に死亡した世帯主に係る給付金の取扱いにつきましては、申請前、申請後で異なりますが、申請前に死亡した場合につきましては、その世帯の新たな世帯主が申請し、給付を受けることができます。しかし、単身世帯の場合につきましては給付されないことと

なっております。申請後に死亡した場合は、当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産と共に相続の対象となり、単身世帯の場合も同様となっております。なお、世帯主以外の世帯員が死亡した場合につきましては、受給権に影響はございません。

○木村利晴君

ありがとうございます。

では、2問目を質問させていただきます。

八街市は特別定額給付金の振込みが早く、市民からとても喜ばれていました。6月17日までの振込みで対象世帯の約87パーセント、申請世帯の約93パーセントに振込まれたと聞いておりますが、担当課のみでは到底達成出来る作業ではなかったと思います。

どのような体制で臨んだのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の事業につきましては、給付対象者の抽出から申請書の発送につきましては総務課及びシステム管理課で実施しております。

申請受付開始から最初の1、2週間に申請が集中しましたが、はじめの1週間で受付処理を行った件数が約2万2千400件、申請書の提出につきましては、さらにこの数を上回ったことから、全庁的な協力体制を実施しております。このとき、最大、職員につきましては約80名の職員、それと人材派遣会社の職員20名の、合計約100名で対応しております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

では、次の質問をさせていただきます。

給付率が100パーセントに届かない自治体が多いと聞いております。20代や単身世帯の未申請者が目立ち、ひとり暮らしの学生が多く、自分が世帯主という認識がなく、申請を忘れているのではないかと、また、様々な事情から居場所を知られたいと、住民登録を拒む人も多いと言われております。残り1パーセントに行き渡らず、歯がゆい自治体もあるようです。

八街市におかれましては、今、市長答弁でありましたが、99.7パーセントに行き渡っておりますが、残りの0.3パーセントの人たちはどのような人たちなのか、分かる範囲で結構ですが、教えてください。

○総務部長（大木俊行君）

今回の申請につきましては残念ながら167世帯のご家庭で未申請でございました。このうち、申請書が不着された世帯が47世帯ございまして、これを考えますと、残りの120世帯につきましては申請せずに辞退される世帯なのか、または住民票を置いたまま転出された世帯なのかなというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

市役所全体がワンチームになってのご対応だったと思っております。本当にスピーディーな

対応をありがとうございました。他市町村に対して自慢出来る体制づくりと迅速なご対応だったと思います。今後発生する、いかなる問題も行政一体となって対処いただけますよう、お願い申し上げます。

では、次の質問ですが、質問事項（１）要旨②中小企業向けの支援でございます。

国は、感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起のかてとしていただくため、事業全般に広く使える給付金、持続化給付金を支給いたしました。新型コロナウイルス感染の影響で、売上げが前年同月比で50パーセント以上減少している企業が対象です。法人は200万円、個人事業者は100万円が支給されました。千葉県は中小企業再建支援金が交付されました。1事業所に20万円ですが、複数の事業所を構えている企業には40万円の支給金が交付されました。

八街市では、中小企業元気アップ給付金が、市内に事務所、事業所、営業所を有する中小企業と、市内に住所を有する個人事業主を対象に給付されることになりました。対象要件は、令和2年1月から7月までのうち、任意の一月の売上げが前年同月比と比較して50パーセント以上減少していることで、一事業者につき10万円が支給されます。

国、県、市が中小企業向けに支援給付金事業にいち早く取り組んでいただき、非常に有難く感謝申し上げます。中小企業の経営者の方たちも喜んでいると思います。

その中で、八街市の中小企業元気アップ給付金ですが、7月中旬に対象要件等拡充の変更がされましたが、これはどのようなことの見直しをされたのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市中小企業元気アップ給付金事業につきましては、当初、国の持続化給付金や、千葉県の中小企業再建支援金と同様に、売上げが大幅に減少した中小企業者を対象に、速やかに現金を支給することにより事業の継続を支援するもので、8月25日現在で1千91件の申請を受理しております。

7月28日より対象要件を拡充した大きな要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図るためのセーフティネット保証の認定申請の状況を見ますと、売上げの減少率が20パーセントから50パーセント未満の範囲内となっている事業者の割合が約半数を占めておりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中、経営に影響が及んでいる事業者が増加しておりますので、本市といたしましては、国、県の支援策の対象とならない事業者につきましても支援を行う必要性を認識したところでございます。

対象要件等、拡充の主な内容につきましては、売上げの減少率を前年同月と比較し20パーセント以上に緩和し、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、組合等も対象といたしました。さらに、市内に事業所等を有する市外在住の個人事業主も対象としたものでございます。

なお、本事業の受付期限につきましては今月末日までとなっておりますので、事業者の皆様

に周知徹底を図ると共に、親切、丁寧な対応をしてまいります。

○木村利晴君

では、また再質問させていただきます。

対象要件が拡充したことによって、申請者は増加していると思いますが、最終的にはどのくらいの企業数を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

先ほど市長から答弁いたしましたとおり、受付件数は8月25日現在で1千91件でございます。その後の一日当たりの受付件数は平均して20件程度となっておりますので、最終的には1千500件から1千600件を見込んでいるところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございました。

次の質問に移ります。

企業の業種にもよりますが、一時的に落ち込んでも回復基調にある企業と、まだまだ回復までに至っていないが現状で頑張っている企業、また、廃業を余儀なくされた企業があると思いますが、その割合はどのようになっているのか、現時点で結構ですが、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

市内各企業の現状につきまして、具体的には把握しておりませんが、元気アップ給付金の受付状況を業種別に申し上げますと、飲食業103件、運輸業48件、卸売業51件、建設業277件、小売業134件、サービス業294件、製造業103件、農業80件、その他の業種で1件となっております。

なお、廃業した企業につきましては、民間の信用調査機関であります東京商工リサーチによりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により破綻した企業は、八街市内にはないと伺っております。また、八街商工会議所の統計では、令和2年2月から7月までの期間に廃業した企業は22件となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が直接の原因になったものではないと伺っております。

○木村利晴君

建設業やサービス業の申請が200件以上あったということで、非常に事業に逼迫しているところもあるのかなというふうに思いますが、コロナにおきまして廃業した企業がなかったということで、これは良かったと思いますが、あらゆる業種の企業におきまして、まだまだ回復のきざしが見えていない企業がたくさんございます。今後も国、県に働きかけていただきまして、困っている中小企業の救済にご尽力くださいますよう、お願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

(2) PCR検査についての質問でございます。

要旨①移動型PCR検査体制について、お伺いいたします。

最近、新型コロナウイルス感染症を心配しての問合せが急増しているようでございます。感染拡大を防止するためには、しっかりとしたPCR検査体制の整備、構築が必要と考えます。より多くの人たちがPCR検査を受けることにより、早期発見による早目の感染拡大予防措置をとることが出来ます。安心にもつながります。

9市町からなる印旛市郡医師会が県から委託を受け、設置されたPCR検査車があり、印旛地域を巡回されているとお聞きしております。PCR検査対象者を含め、印旛地区での検査体制や実施状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査、いわゆるPCR検査の対象者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、新型コロナウイルス感染症の患者などのほか、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者となっており、濃厚接触者や、複数患者が発生している集団、組織などに属する者に加え、接触確認アプリCOCOAの利用者のうち、陽性者と接触した可能性がある方などとも対象となっております。

千葉県においては、行政検査の拡充策として、地域の医師会と連携したPCR検査体制も構築しており、印旛地域においては、印旛市郡医師会が千葉県と契約し、PCR検査センターを運営しております。

このPCR検査センターは、地域の医療機関において、医師が必要と認めた患者を対象に実施しているもので、当初は印旛管内を巡回しておりましたが、現在は2か所程度に限定して実施しております。また、8月までであった千葉県との契約は令和3年3月末まで延長し、検査体制を維持していくこととなっております。

本市におきましても、必要な協力、支援を行い、地域住民に対する円滑なPCR検査体制の構築に寄与してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

再質問というよりも確認ということなのですが、PCR検査対象者は、誰でも受けられるということではなく、医療機関が疑いがあると判断し、印旛市郡医師会に検査依頼をしていた、前もって予約していた人のみが検査を受けられるということでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

ただいま市長が答弁申し上げましたように、行政検査によりPCR検査につきましては、誰でも受けられるということではございませんで、医師が必要と判断した場合に、指定されております医療機関、あるいは各地域の医師会が運用しております検査センターにおきまして実施されるものでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

次の質問ですが、PCR検査費用についてなんですが、どこが負担するのか、個人負担もあるのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

PCR検査に係る、検査に係る費用というご質問でございますが、いわゆる検査費用、それから検査判断料というものがいわゆる検査費用というものになってまいります。当該検査費用の自己負担部分につきましては、基本的には検査結果にかかわらず公費扱いという形になります。残りが健康保険負担ということになりますので、患者ご本人様の費用負担というものは実質的には生じることはございません。ただし、公費負担の対象の中には、初診料といったものが含まれませんので、検査以外の診療費、いわゆる初診料部分につきましては自己負担していただくということになってまいります。

○木村利晴君

ありがとうございました。

PCR検査を受けることによって、無症状の感染者が行動自粛することが期待されます。責任ある行動がとれるようにもなってまいります。PCR検査体制が拡充され、より多くの方々を受診出来ますよう、検査体制の強化にご尽力していただきますよう、お願いいたします。

また、コロナウイルスは、誰もが感染したくて感染するわけではありません。濃厚接触を疑われる人たちが医療機関からの指示で検査要請があった人たちに関しては、費用負担のないよう、とりはからっていただきたいと思っておりましたが、今の部長答弁で初診料のみということだったので、安心しております。よろしくお伺いいたします。

では、（３）消毒、滅菌対策ということで、お伺いいたします。

要旨①感染後の取組について、お伺いいたします。

今現在、新型コロナウイルス感染者数が感染拡大の第２波の真ただ中のピークに来ていると思われまます。千葉県内でも３千人を超える感染者が出ております。八街市内での感染者は１８名を数えました。８月に入ってから８名の感染者が確認され、他人事では済まされない、身近な問題となっております。味覚障害や倦怠感、発熱等の諸症状が出た後の対応はどうか、どうあるべきか、大変重要な問題であると感じております。

そこで、感染予防には消毒は欠かせません。奈良県立医科大学は、オゾンガスによって新型コロナウイルスを低減させ、不活性化に有効と報告しております。お隣の酒々井町では、少しでもコロナ抑止につながるのであればと、保育施設や避難所などにオゾンガス発生装置５０台を整備されたとのことでございます。

そこで、八街市として、今までの事例に対してどのような対応をされて取り組んでこられたのか、現状と今後について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内での感染者数は現在１８名となっておりますが、８月に入ってから８名の感染者が確認

されるなど、今後も気を緩めることなく、感染予防に努めていかなければなりません。市民の皆様にも、発熱や、せきなどの自覚症状が出た場合、速やかに保健所に相談するなどの対応をお願いすると共に、責任を持った行動をお願いいたします。

さて、ご提案のありましたオゾンガス、オゾン水発生装置につきましては、5月22日に開催いたしました八街市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の席上、八街消防署長から、消防組合での導入を決定した旨の報告があり、7月に消防組合にオゾンガス発生装置を3台、各消防署にオゾン水発生装置を1台ずつ配備しております。これらの機器は市役所等公共機関の貸出が可能との申出をいただいておりますことから、今後、活用を検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

現在、ガス消毒法として使用されているものは、ホルムアルデヒドガスと酸化エチレンガスの2種類であるようです。既存のガス消毒法では、残留性、発がん性など、人体への課題も有しており、より安全で有効な消毒法が求められておりました。これらの代替ガス処理方法として、強力な消毒効果を有するオゾンの適用が検討されてきております。また、オゾン水を用いた医薬品製造向けの滅菌システムが実用化され、消毒分野において、その適応範囲が急速に拡大しているようです。

既に消防組合において配備されております。貸出が可能とのことですが、大いにご活用いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、次の質問、要旨②感染予防対策として、本市の取組について、お伺いいたします。

具体的にどのようなことをすれば予防につながるとお考えですか、また市民に対し、どのような手段で感染予防対策の周知を図っておられるのか、保育園や、まだ自分でマスクの着用が出来ない乳幼児に対する取組はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染、接触感染により伝播すると考えられていることから、その予防にはマスクの着用や小まめな手洗い、アルコール消毒などにより、ウイルスの侵入を防ぐことが重要でございます。

本市におきましては、こうした対策方法を市民の皆様方にポスター掲示や広報やちまた、市ホームページ、メール配信、公式ツイッター、地区回覧、防災行政無線、青パトなどにより周知を行ってまいりました。

また、市立保育園では、保育士は必ずマスクを着用し、小まめな手洗いと手指消毒、朝昼2回の検温を行い、保護者の方にはマスク着用、手指消毒の上、教室への立入りは保護者のみとお願いしています。お子さんたちには1、2歳児の食事は一人ずつ囲いを立て、昼寝は部屋を分け、間隔をあけて行うなどしており、感染防止に細心の注意を払っております。

今後もこうした取組を継続していくと共に、市民の皆様方には分かりやすい情報の発信に努めてまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

各小・中学校での消毒作業はどのようにされているのか、お聞きいたします。

長期臨時休校後、授業時間の確保に追われ、校内の環境整備に手が回らない状況にあると聞いております。木更津市のある小学校では、PTA有志が学校応援隊を結成し、消毒作業や校庭の草刈り作業に連日、汗を流していると報道されておりました。

交進小学校では、地域の方々をお願いして、雑巾の寄附や、校舎内廊下の拭き掃除のお手伝いをさせていただきました。

市内小・中学校の状況をお伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

日頃より地域の皆様には児童・生徒の安全安心のため、様々なご支援、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

各小・中学校においては国や県のガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めております。校内の消毒については児童・生徒の下校後にトイレやドアノブなどの共用部分を中心に、教職員が手分けして行っております。地域の方々からお声かけにより消毒を手伝っていただいたり、不足している消毒用のアルコールや雑巾などを寄附していただき、各学校から感謝の声が届いております。

また、千葉県教育委員会から発出されました最新の学校における感染症対策ガイドラインでは、共用の教材や教具などについては手洗いを徹底することで消毒を不要とするなど、教職員の清掃、消毒作業は軽減されてきております。

今後も国や県のガイドラインを確認しながら、子どもたちと教職員の健康管理に十分配慮してまいります。

○木村利晴君

各市町村でコロナ感染予防推進活動として、感染予防に協力してくれた事業所にポスターやステッカーを配布し、感染防止に対する意識の向上を図っております。事業所に対して、お客様が安心出来る環境づくりのため、来店客に対して、各事業所が取り組む感染防止を可視化することによって、来店客の増加につなげることにもなります。

感染予防対策に協力いただいている事業所にポスター、またチラシの配布は検討していただいておりますでしょうか。お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

ただいま議員の方からご提案がございました本市独自によりますポスター、あるいはチラシといったようなものの配布につきましては、現時点では考えておりません。現在、県の方ではチーバ君がデザインされておりますチェックリストを掲示することが推奨されておりますので、そちらを周知しているところでございます。

なお、市のホームページの方にも掲載いたしまして、そこから県のホームページにリンク出

来るようになっておりますことから、これらをダウンロードして手に入れるということが可能となっておりますので、ぜひチェックリストの方をご活用いただければというふうに考えております。

○木村利晴君

感染防止には、やはり業者さんがどう取り組んでいるのか可視化するというのが非常に大事なかなと思います。各市でかわいいポスターを作っておりますので、そういうものを参考にし、防止に努めていただければ市民の安心安全につながると思いますので、ぜひまたご検討いただきたいと思います。

それでは、次に質問に移らせていただきます。

(4) 災害時の避難所開設、運営訓練ガイドラインについて、ご質問させていただきます。

要旨①八街市での訓練状況をお伺いするものです。

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官、消防庁国民保護・防災部、厚生労働省健康局より、各都道府県、保健所設置市、特別区の防災担当部長、衛生主管部（局）長宛に出されたものです。新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえて、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、避難所運営訓練は、必要人員の検討、役割分担、手順、課題等について確認するのに有効な訓練ガイドラインとのことでございます。

本市での取組の現状をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害発生時に避難所の運営が円滑に行えるよう、避難所運営訓練を行うことは重要であります。そこで、台風が発生しやすい時期を迎えるにあたり、土砂災害警戒区域の早期開設避難所として開設を予定している中央公民館におきまして、令和2年7月16日に避難所の運営訓練を実施したところでございます。この訓練には、避難所開設時に避難所に直行する職員や保健師など、26名が参加し、危機管理監による新型コロナウイルス感染症に対応する避難所開設、運営についての講義を行い、その後、避難者が避難してきた際の対応についての図上訓練を行ったところでございます。

今後は、避難所の開設及び運営についての実技訓練も実施してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

今、市長答弁で、中央公民館において26名の参加で運営訓練をしたということなんですけれども、図上での訓練ということなので、これだけでは実際のスペース確保が十分なのか、避難所全体のレイアウトに支障がないのか、検討が不十分ではないかと。

有事のときには混乱することがちょっと考えられます。政府が出しているガイドラインに沿って、役割分担を決めていただいて、一度でも現地でシミュレーションされた方がいいと思っております。項目としては、ガイドラインで11項目を挙げておられます。災害が来る前に訓練していただければ、市民の安心安全のためにもよろしいかと思っておりますので、実施の

方もぜひお願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

2、防災についてです。

(1) 台風による強風、大雨対策ということですが。

要旨①昨年9月の台風では、強風での倒木被害が続出しました。電線の破断による停電、復旧作業に向かうにも、道路を塞ぐ倒木による通行止めがあり、復旧作業が難航し、停電が長引き、各家庭に電気が通るまでの時間がまちまちで、大変不安な日々を送ることになりました。

今年度は、補助事業を活用して森林整備をされるということですが、これは電線被害が想定される電線が通る道路脇の森林の伐採のみ行われるものなのか、森林奥の住宅に通じる道路脇の樹木に対してはどのような対応をされるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年9月の台風15号では、市内でも多くの山林被害が発生し、その中でも道路沿いの山林においては多くの倒木被害があり、通行止めや停電被害を引き起こした大きな要因であると認識しております。そこで、道路沿いの山林につきましては、現在、市道115号線、砂地先において、市が事業主体になれる補助事業を活用し、重要インフラ周辺森林整備の実施に向けて準備を進めているところでございます。今後も、道路管理者として、主要幹線道路の被害の未然防止のため、当該補助事業を活用しながら、緊急を要する箇所から、順次、計画的に整備してまいりたいと考えております。

また、主要幹線道路以外の一般道路沿いの山林につきましては、当該補助事業の対象ではないため、通常の森林整備と同様に、山林所有者が維持管理すべきものであることから、山林所有者に対し、樹木の適正な維持管理の実施について、ホームページや広報でお願いしているところでございます。なお、市の対応としましては、山林の所有者から森林整備に対する補助事業の活用についての要望があった場合には、千葉県及び事業主体であります千葉県森林組合と調整を図り、補助事業を活用した間伐事業やサンブスギの溝腐病対策について、支援してまいりたいと考えております。

また、今年度は、吉倉地先におきまして、補助事業を活用して台風による被害森林の整備が実施されており、今後の森林整備につきましても、来年度にかけて市内4か所の森林整備の実施に向けて、山林所有者と調整を行っているところでございます。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時03分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○木村利晴君

森林整備事業は1、2年で終わるような事業ではないと思っております。今後も計画的に実施されなければならない事業と考えております。今、市長答弁でも市内4か所を今後また予定しているということなのですが、具体的にはどの地域になるのか、計画されているようでしたら教えていただきたい。

○建設部長（市川明男君）

次年度以降の計画等につきましては、大変申し訳ありません、県などとの協議がまとまっていないことから、具体的には申し上げることが出来ませんが、本年度、千葉県で創設されました災害に強い森づくり事業につきましては、重要インフラ施設に近接する森林におきまして、風倒木や土砂流出等による施設への被害を未然に防ぐことを目的としておりますので、昨年の台風の際に被害が大きかった箇所や、森林所有者の方の意向、さらには千葉県や東京電力などの関係機関との調整を踏まえながら、計画的な整備に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○木村利晴君

森林の奥の方にも住んでおられる人がおりますので、復旧作業で取り残されないように、森林整備の方をよろしく願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

要旨②市内の治水工事について、お伺いいたします。

昨年10月、八街市には直撃しなかったものの、大雨による冠水被害が市内のあちこちで見受けられました。車道までも洪水であふれ、水没している車も多数見受けられました。排水柵のグレーチング蓋がビニールやスーパーバック、流木でふさがれ、排水出来ず、大洪水になっておりました。昨年の台風で、排水能力の低下している場所は、ある程度特定されたと思いますが、その治水能力向上の整備はされたのでしょうか。された場所があれば、どのような対策をとられたのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内の治水整備工事といたしましては、昨年の台風や大雨により、大関地区などの多くの箇所で道路冠水被害が発生したことから、今年度、大関地区の上流である実住小学校において、グラウンドを活用し、雨水を一時的に貯留させると共に、地中に浸透させる機能を持つ雨水浸透貯留槽の整備を行っているところでございます。雨水浸透貯留槽を設置することにより、洪水のピーク流量低減となり、下流地区の道路冠水の軽減につながると考えております。

また、五区地区、吉倉地区、沖地区にも排水による被害軽減につなげるため、雨水調整池の整備を計画しているところでございます。

今後も各排水経路で雨量の調整が図れ、道路冠水の軽減につながるよう計画を検討し、解消に向けた整備を進めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

治水工事整備事業の今後の計画があればお聞きしたいと思ったのですが、市長から答弁がありましたので具体的にはお聞きしませんが、洪水があると帰宅困難者が続出いたします。混乱に拍車がかかってまいります。日頃より側溝整備、排水枡整備等の点検整備を行っていただき、来るであろう大雨対策に備えていただきたく、お願いいたします。

では、次の質問、要旨③停電対策について、お伺いいたします。

昨年の台風15号、19号による八街市内の被害は甚大でした。停電により情報の伝達が出来なくなり、携帯電話の通話も途絶え、いつ電気の復旧工事が始まり、いつ通電出来るのか、情報が止まり、非常に不安な日々を市民は強いられることになりました。家庭においては、井戸水をポンプアップしている家庭が多くありますので、生活水が汲み上げられず、大変難儀いたしました。このようなことが二度と起こらないよう、対処していかなければなりません。

このことを踏まえまして、八街市の停電対策について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年、千葉県を直撃した台風15号及び台風19号により、本市及び佐倉市、富里市、山武市、酒々井町の周辺市町は、倒木等により広範囲で長時間の停電が発生し、また、本市においては南部地域のほとんどが自家井戸を使用していることから、断水も発生いたしました。

そこで、官民が協力し、迅速かつ円滑に停電復旧を図るため、同様の被害を受けた近隣市町と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社間で、令和2年7月1日に八街市役所におきまして、4市1町各首長及び東京電力パワーグリッド株式会社成田支社長が一堂に会し、協定を締結したところがございます。また、この協定と共に、連絡員の派遣についての覚書も締結しておりますので、今後は東京電力との情報共有を密にし、停電復旧などの正確な情報を、やちまたメール配信サービスやツイッターなどの様々な情報伝達手段により発信出来るよう、努めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

各家庭におかれましては、自衛策として発電機の準備をしていた家庭も多く、自力で井戸水を汲み上げ、家電も使用していたようです。しかし、発電機の能力不足で地下水を汲み上げきれずにいた家庭もあったと聞いております。また、インバーター機能がなく、家電が壊れたケースも聞いております。

そこで、お願いがありますが、市民に発電機の正しい選び方についてのご指導はいただけますでしょうか。お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

発電機の選び方についてでございますが、エアコンであったり、電子レンジ等の電気製品や井戸ポンプなど、こちらは起動時に通常使用時に使われる消費電力の1.1倍から5倍の起動電力が必要な場合がございます。例えば定額消費電力0.7キロワットの井戸ポンプの起

動電力につきましては2.5キロワット以上必要であろうというふうに言われております。この場合ですと2.5キロワット以上の発電機が必要というふうになっております。井戸ポンプにつきましては、200ボルトであれば100ボルトの発電機では稼働いたしません。その他に、パソコンやマイコン制御の家電につきましては、電力を安定供給するためのインバーター付の発電機でなければ使用出来ないというふうになっております。

発電機を購入する際には、使用する電気製品の消費電力等を確認の上、井戸ポンプであればポンプにプレートが張られておりますので、そちらをご確認いただきたいと思いますが、用途などを販売店に説明していただいて購入していただきたいと思いますが、これらを、市民の方々につきましてはホームページであったり広報やちまた等での周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

発電機に関しましては、ガソリンが有事のときにはなかなか民間で買えなかったりしますので、ガソリンの使用だけではなく、プロパンガス使用のものや、ガソリンとプロパンガス併用のものもあります。能力、使い勝手によって使い分けしていただけたと思いますが、災害が起こる前に、ご指導のほど、ホームページ等でご紹介していただければと思いますので、よろしくご対応のほど、お願いいたします。

次に、要旨④防災倉庫の有効利用について、お伺いいたします。

有事の際、防災倉庫を利用しようとしたときに、管理者が誰であるのか、鍵の管理はどうなっているのか、備蓄資機材の使用、備蓄品の利用に関して、いろいろマニュアルは出来ているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

防災備蓄倉庫につきましては、市内28か所の避難所に設置しており、今年度につきましては文違コミュニティセンターに設置を予定しております。また、今年度は主にコロナウイルス対策用資機材の備蓄場所として、中央公民館、スポーツプラザにも防災備蓄倉庫を設置し、新たに指定避難所に指定いたしました南部老人憩いの家にも防災備蓄倉庫を設置いたします。

なお、災害時に避難所を開設した際には、直ちに倉庫内の災害用備蓄物資等を使用することになりますので、倉庫の鍵については、避難所への直行職員、施設管理者が保管しております。

今後は、防災備蓄倉庫及び備蓄物資の適正管理につきましては、施設管理者と情報共有を図ってまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

昨年の台風のときにも防災倉庫が開けられずに非常に混乱していたという事実もございましたので、有事の際、防災倉庫の資機材の使用や備蓄品の有効利用がスムーズに出来るよう、

管理指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますが、要旨⑤危機管理監の設置による効果について、お伺ひいたします。

危機管理監は自衛隊のOBで、災害対応のプロとお聞きしております。近頃の災害は、地球温暖化のせいか、想像を超える未曾有の災害が多くなっております。また、コロナウイルス感染症など、突然出現した未知の感染症など、世界を震撼させる出来事が発生しております。そんな中、グッドタイミングでの採用は大変心強く思っております。

具体的には、どのような仕事内容で、どのようなことへの期待をされているのか、また、その効果について、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和2年4月より危機管理監のポストを設置いたしまして、自衛隊OBであり危機管理に関する専門知識を有する職員を採用したところでございます。

危機管理監には、災害時の職員配備基準の見直し、避難所開設・運営マニュアルの作成などの防災関係をはじめ、コロナウイルス感染症対策など、市の危機管理全般に関し対応していただいております。現在のコロナウイルス感染症対策や、これからの台風などの災害発生時におきましても、危機管理に関する専門知識を基に、最大限の対応をしていただけるものと考えております。

○木村利晴君

有事の際、危機管理の意識を持った方がお一人おられるだけで現場の雰囲気随分変わってまいります。緊張感を持って、現場でのリーダーシップを発揮していただきまして、大いに安心安全につなげていただきたいというふうに思います。八街市の安心安全のためご尽力いただきますよう、お願ひいたします。

最後の質問になります。3街の活性化についての質問でございます。

(1) 八街駅の通勤快速の増便の願ひ、要望でございます。

①八街市は東京の通勤圏内にあり、都心まで通勤、通学する方たちが多いが、八街・東京間の朝晩のラッシュ時の便が少なく、著しく不便であります。八街・東京間の快速電車は、上りの八街発が7時19分の1本しかなく、帰宅ラッシュ時には東京・八街間までの快速電車がなく、利用者から著しく不便であるとの声が上がっております。

以上のことから、朝の上りの八街・東京間の通勤快速電車増便と、夕方の下りの東京・八街間の快速電車の新設について、JRに要望していただけないでしょうか。お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度に実施いたしました、定住・就業に関する市民意向調査におきまして、転出者に対して転出先を選んだ理由をお聞きしたところ、最も多いのが交通の便がよいこととなっており、人口減少の抑制と移住・定住の促進を図るためには、鉄道などの公共交通機関の充実が不可欠であると認識しております。このようなことから、快速列車や普通列車の増発を

含む鉄道に関する要望について、千葉県及び関係市町村で組織いたします千葉県JR線複線化等促進期成同盟におきまして、国やJRに対して継続的に要望活動を実施しております。

昨年度の千葉県JR線複線化等促進期成同盟における本市の要望事項を申し上げますと、総武本線における通勤・通学時間帯の佐倉以東の快速列車の増発、千葉駅から銚子駅間の通勤・通学時間帯の普通列車の増発を要望しております。

JR線の利便性の向上につきましては、一団体の活動だけではなく、千葉県として一体となった取組、働きかけが重要であることから、毎年度、JR東京本社、JR千葉支社、国土交通省に対し、快速列車の増発要望をはじめとする要望書の提出を行っているところでございます。

また、総武本線沿線地域における独自の取組として、山武市、酒々井町及び本市の2市1町で組織いたします総武本線成東佐倉間快速電車増発推進協議会によるJR千葉支社に対する要望活動も実施しているところでございます。

街の活性化のためには通勤快速の増発など、鉄道の充実が重要となりますので、今後も様々な機会を通じまして、快速列車の増発を含むダイヤの改善に向けまして、粘り強く要望活動を行ってまいりたいと考えております。

○木村利晴君

八街市は、不動産住宅情報サイトが発表した、2020年首都圏版買って住みたい街（駅）ランキングで、前年度70位から急浮上して26位に入りました。県内では、柏（15位）、印西牧の原（17位）、船橋（22位）に次ぐ、4位に入っております。

朝夕の通勤、通学のラッシュ時に快速電車が増便になれば利便性が上がり、若い人たちにも定住していただけるようになり、住んでいて良かった街ランキングがあるとするならば、上位にもランクされるのではないのでしょうか。八街が若者であふれ、活気ある街づくりのために、ぜひJRに要望していただきたいと思っております。

このことをお願い申し上げまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、木村利晴議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了いたします。

次に、日本共産党、京増藤江議員の代表質問を許します。

ただいま職員の入替えがございますので、しばらくお待ちください。

それでは、日本共産党、京増藤江議員の代表質問を許します。

○京増藤江君

それでは質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになった方々に心からのご冥福をお

祈りいたします。また、感染された方々の快復をお祈りいたします。また、政府に対しては、PCR等の検査体制の拡充や保健所の体制強化、減収に苦しんでいる病院や診療所への財政的支援を強く求めます。

それでは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、市民の命、暮らしを守るために、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の強化を、雇用と地域経済を守るために、子どもの命と健やかな成長を保障するために、この3点にわたって質問いたします。

初めに、1新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の強化についてです。

(1) PCR検査について、①感染が疑われる全ての市民への速やかな検査についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、徹底した検査で感染者の隔離、保護することが重要です。市民も切実に望んでいます。政府に対し、様々な団体が、感染震源地でのPCR検査の抜本的な拡充を提言、要請する中、厚労相は行政検査の範囲について、感染者が出た施設は全員が対象となる、感染が多発している保健所管内の施設は感染者が出なくても職員や入居者が対象になるとの事務連絡を都道府県に出しました。しかし、することが可能というだけで、自治体任せでございます。

成田市を含む印旛郡市9市長、町長は8月20日、コロナ感染拡大防止のための要望書を森田知事に提出いたしました。県に対し、要望書の早期実施を求めると共に、コロナの感染拡大を防止するために市独自の早急な対応も必要でございます。コロナの感染者を早期発見するために、防疫の立場から検査体制の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、県等で実施されています行政検査については国等の公費で賄われており、保健所が医学的な見地から必要と判断した場合に実施されているものでございます。市費における行政検査につきましては、さきに小学校で感染が判明した児童と同じクラスの児童につきまして、保護者の不安解消のため実施いたしました。

なお、印旛郡市首長会は8月18日に、千葉県森田知事に対して、保健所認定の濃厚接触者以外への行政検査対象者拡大を申し入れました。

本市といたしましては、今まで以上に県と連携して、感染者急増に対応してまいります。

○京増藤江君

行政検査の拡大を県に求めていると。そして、せんだって八街市は必要なPCR検査を市費で実施して、市民に大きな安心感を与えました。この早期の取組を高く評価するものです。しかし、今後については市費で実施するかどうか、状況を見ながらとしています。

感染者が出た周辺の速やかな検査は拡大の防止策となります。国に対し財政措置を求めると共に、当面は市民の安心安全、地域経済を守る上からも財政調整基金等の市費投入で検査を求めますが、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今後のPCR検査の実施ということでございますけれども、市の主催事業あるいは市が所管いたします施設におきまして、新型コロナウイルス感染症の患者が発生して、県が実施いたします行政検査の対象とならなかった方に対するPCR検査ということにつきましては、それぞれの状況に応じまして、感染拡大の防止、あるいは関係者の安全安心等を踏まえながら、対策本部の中で実施について検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

検討されるということですか。ちゃんとそういう、市の関連する場所だけじゃなくても、やはり私立の幼稚園とかでも感染があれば、関連するクラスとか、そういうところにはきちんと検査すべきと思うんですが、するんでしょうか、検討だけでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

現在考えておりますのは、ただいま申し上げましたように、市が主催する事業あるいは市が所管する施設において、いわゆる行政検査の対象とならない方へのPCR検査については、それぞれ状況を踏まえながら対策本部の中で検討してまいりたいというふうにお答えしたところでありまして、いわゆる私立の施設等々につきましては、現在の中では市が実施するPCR検査というものについては考えておりません。

○京増藤江君

感染拡大を防止するという点から、きっちりと対策を求めておきます。

次に、②医療機関、介護施設、福祉施設、学校等の職員や入所者、児童・生徒等への定期的なPCR検査実施についてです。

感染する可能性が高い施設に対する定期的なPCR検査実施について、どう検討されるのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

PCR検査は、医師の判断の下で必要な医療を提供し、重症化を防ぐことが主たる目的となります。さきに答弁しましたとおり、現在、県等で実施されています行政検査につきましては国等の公費で賄われており、保健所が医学的な見地から必要と判断した場合に実施されているものでございます。市費における行政検査につきましては、さきに小学校で感染が判明した児童と同じクラスの児童につきまして、保護者の不安解消のため実施いたしました。

また、相次ぐ感染者発生などを踏まえまして、印旛郡市首長会として、千葉県知事に対しまして、①保健所認定の濃厚接触者以外への行政検査対象者拡大、②ホテルなどへ避難する非感染家族の経済的支援、③県・市町村・医師会などの迅速な情報共有の徹底を、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急要望として申入れを行ったところでございます。

今後、今まで以上に県と連携して、感染者急増に対応してまいります。

○京増藤江君

ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、新型コロナウイルス感染症について、厚労省は感染症法の位置付けの見直しを検

討するとしています。原則として入院などの措置をとっている2類相当から引き下げれば、入院措置は不要となります。しかし、新型コロナウイルスは無症状の人でも他人にうつすことがあり、感染拡大を招きやすくするおそれがあります。公費で賄われる入院費用が自己負担となり、入院が必要な患者が拒否する可能性もあります。今すべきことは、PCR検査の抜本的な拡充をし、感染拡大を防止する施策の実施です。諸外国と比べると、日本の検査数は少な過ぎます。人口1千人当たりの検査件数はドイツが121.7件、日本は12.8件と、日本は一桁少ない状況です。経済を回していくためにもPCR検査を抜本的に増やすべきであり、2類相当からの引下げを論じている場合ではありません。

市長会においても、このことを強く主張していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

そういった要望につきましては十分こちらの方でも検討して、必要があれば当然、市長の方から上の方に要望として上げていただきます。

○京増藤江君

部長から今答弁がございましたけれども、市長はいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁したところでございますけれども、千葉県森田知事に3点の緊急要望として申入れを行ったところでございます。千葉州市長会としても、清水鎌ヶ谷市長を中心に森田知事に改めて申入れを行っております。私どもも印旛都市首長会にとどまらず、千葉州市長会、千葉県の首長会の皆様と連携しながら、しっかり千葉県の森田知事に改めて強く要望してまいります。

○京増藤江君

現在、自治体は本当に拡大を防ぐために大変な努力をしております。ところが、国の方が自治体に追い付いていない。本当にこれで国民の命を守る、そういう気概がちょっと少な過ぎるんじゃないかと私は思っておりますので、強く要望していただきたいと思っております。

次に、③感染状況の速やかな情報開示についてです。

感染状況の速やかな情報開示について、どのように検討するのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況につきましては、県から情報提供があり次第、速やかに、市ホームページやメール配信、公式ツイッターなどにより市民の皆様方にお知らせしております。なお、県からの提供情報は、当該患者の年代、性別、居住市町村名、職業、推定感染経路、発症日、検査確定日と行動歴のみでございます。

今後も、これらの方法を活用いたしまして、市民の皆様には分かりやすい発信を心がけてまいります。

○京増藤江君

八街市在住の方については発表されているんですけど、本市にある職場で働いている方に

については情報がないと思うんですけど、この場合も情報公開が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

県の方から提供していただける情報につきましては、ただいま市長の方からご答弁申し上げましたとおり、本市に住所を有する感染者の方の情報というものに限られておまして、県からの情報では、いわゆる感染者の方が働いている職場、例えば八街市に職場があるといったような情報につきましては当然、公開はされておられません。なお、市の職員あるいは協議会などの関係者が感染したような場合につきましては速やかに情報公開すると共に、感染防止というものにももちろん努めてまいります。

○京増藤江君

八街市に住んでいないけれど勤務されていると、そういう方に関する、そこに関係する方、例えば説明が難しいんですけど、例えば子どもさんが感染者が出たところでお世話になっていると、そうするとほかの職場の方たちが勤務してもらっていいんだらうかと、そういう問合せも実際にありました。ですから、例えば感染はあったんだけど、在住ではないけれど感染がありました、だけれど、こんなふうにしていますから感染が広がるおそれはありませんということを、やはり発表していただければ安心感があるなと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、（２）①無症状者の把握、保護についてでございます。

無症状の感染者で、感染力のある人の把握と保護策について。

感染力のある無症状者の早期発見及び隔離施設設定等について、どう検討するのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルスの陽性反応が確認された方のうち、無症状病原体保有者につきましては、居住地を所管する保健所が行動歴等を聞き取り、発症２日前からの接触者の中から濃厚接触者を特定して、自宅待機及び健康観察の要請を行っております。これらの聞き取りや要請、その後の確認などは保健所が対応しており、個人情報保護の点から市町村への情報提供はなく、本市独自の対応は行っておりません。また、軽症者等の宿泊療養施設の設定につきましては、状況に応じまして県が確保に努めております。

○京増藤江君

隔離施設の十分な確保を求めておきたいと思います。

次に、２（１）雇用と地域経済を守るために仕事確保についてでございます。

①住宅リフォーム助成制度の拡充についてです。

建設業で減収による八街市元気アップ給付金受給者は大変多い状況です。住宅リフォーム助成制度は地域事業者の仕事につながり、地域経済活性化の効果が大きいですが、その場合は予算１００パーセントの執行がやはり経済効果を大きくいたします。ぜひ予算１００

パーセントの執行を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、千葉県地域住宅等整備計画に基づく国の補助制度を活用した事業であり、令和2年度までの整備計画の期間内に毎年50件分の予算を要望しているところでありますが、現状では十分な採択をいただいております。令和元年度につきましては、国の補助金が56万3千円、件数は平成30年度と同程度の30件で、支出した補助の額は272万8千円となり、補助対象事業費としては約3千800万円となりました。また、補助対象外工事を含めると、総事業費は約4千万円となったところでございます。なお、令和2年度当初予算としては、国費225万円を予定していたところ、内示額として、令和元年度と比較すると56万2千円増の112万5千円でありました。

本制度は、今年度より10年を超える期間、継続して当該住宅を所有及び居住する意思を有することが要件として追加されましたが、市といたしましては、居住環境の向上や市内産業の活性化、すなわち雇用政策にもつながる効果的な制度であると認識しておりますので、今後も国、県の動向を注視しながら、拡充も含め、検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

国の補助が減っているんですけれど、本当に地域経済活性化のために、ぜひ市として力を入れていただきたいと思います。8月17日に内閣府が発表した国内総生産GDPは年率換算で戦後最悪の27.8パーセントのマイナスとなっています。そして家計消費も30パーセント以上落ち込み、コロナ解雇は、最近の報道によりますと5万人に及んでいるというような報道がありました。経済回復の見通しが立たない深刻な事態の中、暮らしを温める抜本的な経済施策が必要です。OECD経済協力開発機構の事務総長は、企業支援策として付加価値税、消費税の減税を提起しております。既にドイツやイギリス、韓国などで実施していると指摘しています。日本でも消費税減税が必要です。

このような国の政策と共に、八街市としては、昨年のような台風の建物被害を最小限に抑えるために、事前に必要なリフォームを実施することが市民の暮らしを守るためにも必要だと思いますので、今後ともぜひ充実に尽くしていただきたいと思います。

次に、(2)各種コロナ支援策の活用及び拡充について、伺います。

①コロナ支援策の総合窓口設置について。

市民が必要としている国や県、市、全ての支援策を活用出来るように、総合相談窓口設置を求めますが、いかがですか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症対応計画に基づき、市対策本部設置後に、市民部健康増進課に相談窓口を設置して、来庁者や電話、メール等による市民の健康相談等に対応しております。このほかの相談につきましては、密集・密接・密閉のいわゆる3密を避けるため、

総合的な相談窓口は設置せず、市役所の関係部署や社会福祉協議会におきまして、休業、失業などの雇用関係の相談や収入の減少に伴う生活困窮相談、心配事相談などを受け付けております。また、相談内容に応じまして関係各課で連携すると共に、場合によっては他の機関につなげるなど、相談者の様々なニーズに応えられるよう、体制は確保しているところでございます。相談者の不安等を解消するため、引き続き連携強化を図りつつ、支援策一覧の各課等窓口ので配布など、適切に対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今回の様々な支援策があるんですけど、特に市民の方に周知されていないものがありました。それは国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免が出来る、このことが周知されていないなというふうに強く感じております。ですから、この点について、やはり総合的に知らされていないと思うんですね。実際に周知するための方法が必要だと思うんですよ。この点について、いかがですか。

○市民部長（吉田正明君）

今回のコロナウイルス感染症に伴います様々な支援策につきましては、市のホームページあるいは広報やちまた、あるいはメール配信サービスなど、様々なことを通しながら周知してきたところでございます。確かに周知が万全ではないというご指摘はあろうかと思っておりますけれども、出来る限り私どもは考えられる周知については図ってきたところであります。担当各課におきましても、それぞれの窓口におきまして、相談については丁寧に対応する中で、先ほど市長がご答弁申し上げましたように、必要に応じて関係各課とも連携した中で、手続等につきましては進めているところでございますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○京増藤江君

コロナの感染が広まる前から、国保税や介護保険料などの収納率が本当に八街は悪い状況です。こういう制度が出来たことをしっかりと伝えていただきたいと思います。

次に、②市民税、市税減免策について、伺います。

市民の収入が減っている下で、減免について検討が必要と思いますがどうか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難な方へ対応するため、6月定例議会におきまして、八街市税条例の一部改正を行い、徴収猶予制度の特例を設けております。この特例は、令和2年2月1日以降に任意の1か月の収入が、前年同期に比べて概ね20パーセント以上減少した場合、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税・国保税に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予を適用するものでございます。

この徴収猶予制度の市民の皆様への周知についてでございますが、ホームページ、広報紙のほか、八街市公式ツイッター、行政情報掲示板、メール配信サービス、公共施設内への掲示

のほか、各区への回覧により周知を図っております。その結果、納税に関する相談は電話や窓口にて数多くいただいております。納税が難しい場合には徴収猶予の申請をお願いし、現在約100件の申請を受けております。

令和3年度の固定資産税及び都市計画税につきましては、業種を問わず、個人事業主を含む中小企業者の償却資産と事業用家屋に対し、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年同期と比べて50パーセント以上減少している場合は全額、30パーセント以上50パーセント未満減少している場合は2分の1を軽減いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に向けた新規投資を行う中小企業者等を支援する観点から、事業用家屋と構築物、機械、器具等を令和5年3月までに取得した場合、取得の翌年から当該先端設備の固定資産税を3年間全額免除いたします。

なお、差押えにつきましては、4月の参議院総務委員会で滞納処分などについて取上げられた際に、高市総務大臣答弁の中で、地方税に対する納税者の信頼を確保するというのも重要でございますので、差押えなどの滞納処分も含めて、地方税法などの規定に基づいて、適切かつ公平な税務執行に取り組んでいただかなければならないと考えているとの答弁もあり、本市におきましても、これを踏まえまして実施しております。

今後におきましても、新型コロナウイルスの収束に向けて、地方税法の規定を踏まえ、納税者等の個別、具体的な実情を把握した上で、減免や猶予制度の適用を含め、適切な執行に取り組んでまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今の深刻な状況を受けて、納税猶予など、様々な対策はとられているんですけど、今までの滞納、今回のコロナによる滞納だけじゃなくて今まで滞納されている方に対しても過去の分や、やはり今までのような状況で徴収されるのではないかと思いますんですけど、やはり今年には様々な対策がとられるわけですから、今年はずいぶん差押え中止が必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の新型コロナウイルス感染症の関係で納税が難しくなっている方々はたくさんいらっしゃいます。こういう方につきましては納税者個々の実情を把握した上で、減免であったり、猶予制度の適用も含めました、適切かつ公平な執行に努めていきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

生活が厳しい折、ぜひ差押えは極力しないようにと要望しておきたいと思います。

次に、③減免制度の活用と周知についてなんですが、収入が減った方や失業した方の中に、先ほども申し上げましたけれど、国保税等の減免制度を知らない場合があります。減免制度の利用状況及び制度の周知徹底が必要と思いますが、どう検討されるのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入、不動産収入、山林収入について、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることなど、所定の基準を満たした方に対して保険税等の減免をいたしております。

この減免制度の8月21日現在における申請書受付状況を申し上げますと、国民健康保険税は91件、後期高齢者医療保険料は7件、介護保険料は26件の受付をしております。

また、国民健康保険税につきましては別の制度となりますが、業績の悪化等による会社の都合により解雇等となった場合、非自発的失業者への軽減手続をしております、前年度同時期より41件多い、66件の申請書を受付しております。

市ではこの減免制度の周知を図るため、広報やちまた7月号やホームページへの掲載、当初課税分納税通知書へのパンフレットの封入、国保年金課や高齢者福祉課窓口における案内、納税相談時における案内等を行っているところでありまして、また年内に広報やちまたを活用し、再度、減免制度の案内をいたす所存でございます。

○京増藤江君

ぜひ皆さんにしっかりと周知していただきたいとお願いしておきます。

次に、④貸付制度についてでございます。

収入が減った市民の暮らしや学生等の学びを守るための小口貸付制度、奨学金制度創設の検討を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市社会福祉協議会では以前、独自の小口貸付資金制度を実施しておりましたが、この貸付は寄附による資金を原資にしておりまして、その資金が回収不能となるケースが多くなり、資金が底をつく状態となったため、平成16年11月30日に廃止となりました。

現在、千葉県社会福祉協議会が行っております総合支援資金及び緊急小口資金の貸付制度を活用し、市社会福祉協議会が申請相談窓口となり、貸付を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、令和2年3月25日からは、総合支援資金及び緊急小口資金の特例措置が始まっております。

総合支援資金では、低所得世帯等に対し、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。特例措置により新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活に困窮された世帯に対しても対象が拡大されまして、令和2年8月21日現在で438件の申請があり、貸付を行っております。

緊急小口資金についても、特例措置により、低所得世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対しても対象が拡大されまして、令和2年8月21日現在で486件の申請があり、貸付を行っております。

このほか、市社会福祉協議会では教育資金として、教育支援資金の貸付による就学支援の申請相談を行っております。これは学校教育法に規定されている高等学校、短期大学、大学、専修学校等を対象として、教育支援費、就学支度費などに貸付を行うものでございます。

今後もこれらの制度を活用していただけるよう努めると共に、新たな支援につきましては国、県の動向を踏まえながら慎重に検討してまいります。

○京増藤江君

確かに今、貸付制度を社会福祉協議会でやっております。しかし、相談件数に比べて申請された方が少ないという点でも、誰でもが借りることが出来るようにはなっていない。そこが問題なわけです。確かに以前、返せない方が多くて中止になっておりますけれど、それだけ市民の暮らしが大変だということだと思ふんです。そういう生活が大変な方に対しては、やはり貸付だけではなくて生活保護の申請、そういうことにもつなげていく必要があるのではないかと、今、市長の答弁をお聞きして考えたところですので、そういう点でも考えていただきたいと思ひます。

次に、3子どもたちの健やかな成長、(1)幼稚園、小・中学校の少人数学級の実施について。

①教職員、支援員増員を求めます。

コロナをめぐり、現在の一クラス40人の学級編制では密接、密集を回避出来ない。子どもたちの命、権利を守り、学びの遅れや子どものストレスに対応出来る、きめ細やかな指導体制を支援するために、身体的距離の確保に向け、20人程度の少人数学級の実現を求める世論が高まっています。全国市長会、知事会、市町村会と共に3会長の連名で、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言も出して、政府に対し、少人数編成を可能とする教員の確保などを要請しております。感染予防のため、文部科学省も骨太方針2020年で少人数による指導の検討を盛り込んでいます。世論に押されて、政府が方針を変化させています。

本市における解決すべき大きな問題である、不登校を改善するチャンスでもあります。平成31年度は中学校では長欠率、不登校率は前年度と比較すると減少していますが、小学校の令和元年度の長欠率は3.54パーセントと、前年度比で約1.22倍です。不登校率は1.03パーセントと、前年度と比べると約2.24倍と、急増しています。一日も早く少人数学級を実施することが、コロナの感染を防ぎ、ケアの充実による不登校を防止する施策にもつながると思ひます。

幼稚園を含め、教職員、支援員を増員するためにどのように検討されるのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

少人数学級の実施については、全国市長会並びに千葉県市町村教育委員会連絡協議会など、多くの教育関係団体が文部科学省や千葉県教育委員会に要望しております。

本市においては、教職員、支援員の増員となるスクールサポートスタッフについて、今年度から全校配置が実現したところです。

学習サポーターについては、昨年度末から募集人員を12名増やし、現場の要望に沿う形で33名を各校に順次、配置している段階です。学習サポーターの支援を受けた児童からは、個別に分かりやすく説明してもらって算数の勉強が理解出来たなどの感想が挙がっています。

また、市の会計年度任用職員である発達障害支援アドバイザーや学校訪問相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的な知識を持つ職員が、学校と連携をとりながら、ケアの必要な児童・生徒や家庭に対して、心に寄り添った支援をしております。

八街市教育委員会といたしましても、少人数学級の実施については教育的効果が高いものであると認識しております。今後も、少人数指導の実施に向けて、支援が必要な学校に職員が適宜配置出来るよう、増員に努めてまいります。

○京増藤江君

コロナ感染が出てから増えた職員はどのぐらいあるんですか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

学習サポーターにつきましては当初12名の配置でありましたけれども、県に対して追加要望したところ、33名までの枠が配置出来るようになりました。また、スクールサポートスタッフの配置状況につきましては、今年度当初、4月に8名でしたけれども、コロナ禍のために12名まで配置出来るようになりました。

○京増藤江君

次に、（2）保育園、児童クラブの少人数クラスの実施についてです。

①職員、支援員増員を、です。

保育園及び児童クラブでは、コロナウイルスの感染防止のために密を防ぐ十分な空間がない中、従来以上に仕事の負担が増えています。感染防止には、一人ひとりの児童への気配りが今まで以上に求められています。少人数保育を実施するための職員、支援員増員について、どのように検討されているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る保育園、児童クラブに対する少人数クラス実施及びそれに伴う保育士、支援員、指導員の増員につきましてでございますが、初めに保育園につきましては、各年齢ごとに定められている基準に従って、保育室の定員や広さなどが決まっていますので、少人数での保育を実施する場合は、どの園も保育室に余裕がないため、施設の増築が必要となり、それに伴う許認可の変更手続や事前協議なども必要となります。また、保育室が増えた分の保育士の確保も必要となることから、少人数クラスの実施につきましては難しいものと考えております。

続いて、児童クラブについてでございますが、子どもたちの密を避けるため、教育委員会、各小学校との協議により協力をいただき、学校併設の児童クラブにつきましては空き教室等

を利用させていただいております。

児童クラブの教室の増に伴う支援員の不足につきましては、一時的に支援員数に余裕のあるところから支援員が不足する児童クラブに応援していただくように調整をして、子どもたちの保育を実施しております。

なお、現在、委託先の八街市社会福祉協議会から、ハローワークを利用して、支援員の募集を行っているところでございます。

○京増藤江君

ぜひ支援員の増員をしっかりとお願いしたいと思います。

先ほどの答弁では、空き教室を利用して児童クラブで保育されているという答弁があったんですが、夏休み中はそのようにしていると思うんですが、夏休みが終わった後も第一幼稚園内の空き教室、また実住小学校内の空き教室を使って、教室を増やして保育するのか、この点を確認したいと思います。

○市民部長（吉田正明君）

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ対策といたしまして、今議員がおっしゃられましたように、第一幼稚園内の八街東児童クラブにつきましては、定員50人に対しまして、通常の児童クラブの1教室のほかに、幼稚園の園児が帰った後の1教室を加えました、計2教室を利用させていただいております。

また、実住小学校内の実住児童クラブにおきましても、100人の定員に対しまして、児童クラブで利用しております通常の2教室のほかに、隣の放課後子ども教室の1教室を利用して、計3教室で密を避けるように努めてまいったところでございます。

新型コロナウイルス感染症の脅威が治まらない現状という中で、2学期からも継続的な利用が出来るように、教育委員会、学校、幼稚園の方とも協議させていただきまして、2学期以降につきましても現状と同じように、同様に利用させていただくということで、利用させていただいております。

○京増藤江君

子どもたちが感染しないように、ぜひよろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午後 0時11分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の代表質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様の一日も早いご快復と、お亡くなりになられた皆様へお悔やみを申し上げます。世には、不安をあおるような情報や、うわさが氾濫していますが、これらに踊らされることなく、客観的データや正しい情報に基づいた、思いやりある行動を心がけたいものです。

さて、今定例会では、当市の基幹産業である農業振興の観点から、令和2年度に国営事業が完了予定の、八街市をはじめ近隣7市にまたがる北総中央地区国営かんがい排水事業と、非常時等に配慮が必要な災害弱者を守るための地域の支え合いや、地域内での孤立等の対応について、質問させていただきます。

要旨1 農業振興。

北総中央地区国営かんがい排水事業の計画及び開始されたのは昭和63年で、着工から既に30年以上が経過しており、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。去る8月3日には、住野土地改良区が北総中央用水の試験送水を開始し、今年度末まで用水を使用することとしています。

そこで、(1)①当市が関わる印旛沼土地改良区、北総中央地区土地改良区等は、昭和24年に施行された土地改良法に基づいて、どのような仕組みで運営されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

土地改良区につきましては、本市には北総中央用水土地改良区及び印旛沼土地改良区をはじめ、その他7つの土地改良区が存在しております。土地改良区は、その地域の農業者や農地の所有者である組合員により組織され、農業経営の安定化を図るために整備された土地改良施設の維持管理を行っております。また、運営につきましては、組合員による総会等で意思決定がなされており、運営に係る経費につきましては、組合員から徴収した賦課金により賄っております。

なお、北総中央用水土地改良区につきましては、地下水規制のある本地域の地下水に代わる水源として利根川から安定した農業用水を導くための国営かんがい排水事業の立ち上げに伴い設立されました土地改良区で、公益性の高い土地改良事業であることから、千葉県及び関係7市からの補助金の支援を受けて運営がなされているところでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて、②北総中央地区、特に八街市における農業用井戸と地下水採取規制、地盤沈下の推移を含めた現状と今後について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

北総中央地区における地下水採取規制につきましては、千葉県環境保全条例によりまして、一般家庭用以外で吐出口の口径が27.6ミリを超えるポンプを用いて新たに地下水を汲み上げようとする場合には、県知事の許可を受ける必要がございます。

また、本市の地盤沈下の推移と現状につきましては、千葉県が実施いたしました平成30年度の地盤変動量調査によりますと、西林地区で1年間に2.36センチメートルの沈下が確認された地点があり、その周辺では5年間で10センチメートル以上の地盤沈下が確認されております。

また、現在のところ、新たな地下水採取規制についての情報は伺っておりません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

地域ごとに、地盤沈下が顕著になっているところがあるんですね。

続いて、3番目に行きますが、昭和63年度事業着工から令和2年度中に完了を予定している北総中央地区国営かんがい排水事業の概要と、今後予定されている工事等のスケジュールが分かれば、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国営北総中央用土地改良事業につきましては、総事業費約533億円、受益面積は八街市ほか6市で約3千267ヘクタール、受益者数は約3千700人となっております。事業の概要につきましては、揚水機場が2か所、調整水槽が19か所、末端加圧機場が32か所、用水路は延長約147キロメートルを整備しており、そのうち、市内には揚水機場が1か所、調整水槽が9か所、末端加圧機場が24か所建設されております。

今後のスケジュールにつきましては、当初、国営事業完了後は北総中央用土地改良区が全施設を管理する予定となっておりますが、建設された施設が大規模であることから、土地改良区だけで施設の維持管理を行うことは困難であるため、揚水機場や調整水槽等の基幹的な施設を千葉県が管理することが出来る基幹水利施設管理事業を導入することで、補助事業を活用することが出来、土地改良区の負担が軽減することから、管理区分の計画変更の手続を進めて行く予定となっております。なお、計画変更に伴う法手続に必要な受益者全体の3分の2以上の同意を得るため、今後、国、県、改良区及び関係市で同意徴集を実施して行く予定となっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

少し聞く話によると、3分の2以上の同意ということではありますが、少し丁寧な説明が必要な感じも受けておりますので、これからということでもありますので、ぜひ丁寧な説明の下、進めていただければと思います。

また、この国営事業で埋設した送水管の耐用年数が約40年と伺っております。となると、

あと数年で交換工事が必要となる計算であります、これらの送水管更新工事等の計画はあるのか、また、その費用負担についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

国営事業で埋設した送水管につきましては、標準耐用年数は40年となっており、早いものではあと数年で標準耐用年数を迎える施設もございます。国営事業につきましては、事業完了後、一定期間を経過した段階で、国におきまして国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業による施設の機能診断を行い、施設の保全計画書を策定することになっておりますので、その保全計画書を基に、土地改良区で更新事業の計画を策定していくものと思われま

す。また、更新工事等につきましては管理者が実施することが基本となりますので、予定管理区分により取水口から揚水機場を含めた調整水槽までの基幹水利施設を千葉県が、調整水槽から末端加圧機場までを北総中央用水土地改良区が、末端加圧機場から各農地までの畑地かんがいには、これまでと同様に各土地改良区や水利組合において対応することになると思われま

す。なお、費用負担につきましては、実際に事業を実施する際に補助事業の活用も含め、関係機関において協議がなされるものと考えております。

○小澤孝延君

④土地改良区の運営についてですけれども、賦課金によって運営されているということですが、北総中央用水土地改良区の賦課金の徴収及び運営の状況についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

北総中央用水土地改良区の賦課金につきましては、現在、用水利用者の拡大を図ることを目的に、人件費や事務費などの経常費用を千葉県及び関係7市が受益面積に応じて補助しているため、農家負担としては維持管理にかかる経費のみを負担していただいております、用水利用者は、年間で、水田は10アール当たり2千600円、畑は10アール当たり1千900円が賦課金として徴収されていると伺っております。

また、土地改良区の運営につきましては、現在、組合員からの賦課金及び千葉県と関係7市の補助金のほか、国営事業が実施中であるため国からの支援もあり、問題なく運営されております。

○小澤孝延君

国、県、7市ということで、現状、行政負担がないと運営が出来ないという状況となっているようですが、今後それぞれの土地改良区だけで事業運営を継続する、継続が出来るためにはどのような状況を目指していけば良いと考えているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

土地改良区に確認いたしましたところ、現在、受益面積3千267ヘクタールのうち、賦課金が徴収出来ているのは330ヘクタール程度、本市につきましては受益面積1千289ヘクタールのうち、賦課金が徴収出来ているのは100ヘクタール程度と聞いております。

今後、土地改良区が自立運営を可能とするためには、より多くの用水利用の拡大に向けた国の支援が必要であると考えております。

なお、先般、5月20日に北総中央用水土地改良事業推進協議会として、八街市長をはじめとする関係市長が国に出向き、受益拡大に向けた国の支援につきまして要望しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

そんな中、⑤北総中央地区国営かんがい排水事業完了に伴う建設費の償還が始まってきます。この償還による7市の分担と維持管理費等についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国営北総中央用水土地改良事業における建設費の償還につきましては、国営事業が完了した年度の翌年度から支払いが開始されることが土地改良法により定められております。当事業費の負担割合につきましては、総事業費の約533億円に対し、66.667パーセントが国、25パーセントが千葉県、8.333パーセントが関係7市にて負担することとなり、うち関係7市の負担分につきましては、平成2年に国営北総中央土地改良事業に係る受益者負担金の自治体助成に関する覚書により、関係7市の受益面積に応じて負担することが決定しております。

本市の償還額につきましては約19億円を見込んでおり、償還期間は2年据置きの措置を含めまして、17年償還となっております。

なお、維持管理費につきましては用水利用者による負担が原則となりますが、北総中央用水土地改良事業につきましては、施設が大規模であることや、全ての受益地において用水の利用が開始されていないことから、現在の利用者のみ負担を求めると賦課金が過大となり、併せて利用拡大が図られないことが予想されるため、北総中央用水土地改良事業推進協議会では、国、千葉県、関係7市の支援について、継続的に協議が行われているところでございます。

○小澤孝延君

大分課題が見えてまいりました。

この用水については、農地への散水と共に、火災時等の消防用用水としても利用出来ることとなっておりますが、そのほかの活用方法というのは何か検討されていることがあるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

農業用水につきましては、かんがい用水としての機能だけではなく、従来から防火用水としても利用され、地域用水としての機能も有しております。本市でも農業用水の供給に支障のない範囲で防火用水のみ利用出来ることで北総中央用水土地改良区と協定を締結し、防火用水として取水出来る地点を39か所選定し、利用出来る状態となっております。

なお、その他の活用につきましては、農業用水として水利権を取得していることから、現状では難しいものと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

6番目になりますが、近年、農業においては後継者や担い手不足が課題となっております。これにより、営農が困難な状況に置かれる農地も増加することが予想されます。既に、後継者がいない農業経営者からは、もう自分の代で終わりだからと、農地所有だけで賦課金を払い続けることや、決済金についての不安の声が非常に多く聞かれております。

用水利用者の推移や賦課金の徴収状況等を踏まえて、今後、今ですね、当市の課題と今後の考えについて、伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の農業を取り巻く情勢につきましては、農業者の高齢化や後継者不足など、土地改良事業が開始された当時とは大きく変化しているところでございます。このようなことから、北総中央用水の利用者につきましては少しずつ増加しているものの、土地改良区で見込んでいる利用者数は満たしていない状況であると伺っております。市といたしましては、農地中間管理機構と連携を図り、地域の担い手や農地所有適格法人などに農地の利用調整を図ると共に、人・農地プランの実質化の過程の中で、土地改良区と連携を図りながら北総中央用水の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、現在、賦課金の支払いなど、用水利用に伴う負担について不安を感じているというご意見は多くの農業者の方々から伺っており、北総中央用水土地改良事業推進協議会では、農家負担の軽減につながる支援について、継続して国へ要望しているところでございます。

今後も、これから実施されます同意徴集の際に賜りますご意見も踏まえまして、引き続き、関係機関と連携を図りながら、国の支援について、要望してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

もしかしたら、すみません、繰り返しになってしまうかもしれませんが、北村市長は、7市からなる北総中央用水土地改良事業推進協議会の会長を務められております。この推進協議会においては、どのような課題が検討され、今後対応されていく方針なのか、伺いいたします。

○市長（北村新司君）

北総中央用水についてはやっぱり後継者がいない、農業に対して不安である、それから賦課金のあれが高い、いろんな課題がございます。そして、脱退の事由ももう少し緩和してもらえないかというようなご意見もございます。また、北総中央用水の各市の負担についても過大であるということがございまして、それぞれの市にとりましての財政状況を考えますと大変厳しいものがあるということ、先般、先ほど黒崎部長からもお話がございましたとおり、私が直接、農林水産省に赴きまして、農林水産省の担当部長、担当課長に直接、今の農業の現状をしっかりと訴えて、農業は国の基本であるということ踏まえた中で、しっかりと国の中で農業者支援、あるいは農業を大事にする政策をしっかりと行ってもらいたい旨を含めた中で、北総中央用水の在り方、あるいは農家それぞれの個人負担等々につきまして、出来るだけ配慮していただくよう、じかに申入れをしております。担当部長の方からは、今のご意見はしっかりと受け止めましたというようなことをいただいたところでございますけれども、

これからも粘り強く、北総中央用水、これは八街市を含めて、北総台地は今年の天候を見れば分かりますように、水が必要でございます。しかしながら、その負担について、あるいは次にやる人がいないという事情をちゃんと的確に捉えた中で、私どもといたしましても北総中央用水推進事業の中で国の方へ、八街市を含めた各市の首長のご意見を拝聴しながら、しっかりと国へ要望してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

市長の心強いお言葉ありがとうございます。

まさに今年は例年になく長い梅雨による日照不足から、8月に入ってから手のひらを返したような晴天が続く、市内の各畑では連日、農作物への散水が行われています。この様子を見てみると、安定的な農業用水の供給は必要不可欠であると実感しています。

このような中、北総中央地区国営かんがい排水事業が今年度完了し、いよいよ北総中央用水土地改良区として本格的な用水利用が始まろうとしています。しかしながら、既に当初の計画から30年以上が経過しており、農業者の高齢化や後継者不足、相続等をはじめ、農業を取り巻く様々な環境等も変わってきています。当市の基幹産業である農業がさらに発展するよう、既存の印旛沼土地改良区をはじめ、各土地改良区においても、現状やこれからのニーズに合わせて規約等の見直しをはじめ、国や県への積極的な要望活動、行政サイドからの丁寧なサポートを引き続きお願いします。

続きまして、2番目、非常災害等の対応について。

(1) 地域内での孤立について、お伺いいたします。

昨年の台風15号及びその後の新型コロナウイルス感染症の拡大により、高齢や障害、児童、妊産婦、外国人といった要支援者の現状把握や情報伝達、支援の在り方をはじめ、多くの課題が浮き彫りになりました。今回は、そんな要支援者、災害弱者が非常災害時には特に孤立してしまうこと、市民サービスが低下してしまう等、課題が明確となってきました。誰一人取り残されない、犠牲にならないための視点から質問いたします。

①高齢、障害、児童、妊産婦、外国人等の要支援者など、災害弱者とも呼ばれておりますが、

この方々への対応について、今回の災害を経験したことによって顕在化した課題や、それらに対する取組について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者や障がい者等については、災害時の避難が自力では困難な方も多く、本市では、介護保険で要介護1から要介護5の認定を受けた方や、身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方などを避難行動要支援者名簿に掲載することとしております。災害発生時には、避難行動要支援者名簿に記載された方や児童、妊産婦の方なども含めて支援出来る体制を構築すべく、昨年の台風15号等を教訓に、庁内連携体制及び関係機関との連携を強化してまいります。また、今年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域行事の減少や、不要不急の外出の自粛など、3密を避けるための様々な自粛を強いられることによる孤立化や、要介護状態の悪化などが新たな課題となっていると認識しております。本市では、高齢者及び障がい者等に対し、心身の負担を見舞うため、生活支援市内共通商品券を交付するほか、感染防止に細心の注意を払いながら、介護予防教室等の各種事業を開催するなど、コロナ禍における制約の下、出来得る限りの施策を実施してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

コロナウイルスも早9か月を経過しようとしています。長期化するコロナ禍では、先の見えない不安や、いつ感染するか分からないといった恐怖などから、精神的、身体的不調が現れる、いわゆるコロナうつと呼ばれるような問題とされています。この辺り、当市の状況について、何か分かっていることとか把握していることがあれば、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

長期化しておりますコロナ禍の中にありまして、とりわけ精神的あるいは身体的不調が現れやすい、特に妊産婦の方につきましては、健康管理の指導だけではなく、その不安を軽減するための相談支援というものに重きを置いているところでございます。また、妊娠届出時あるいは出生届出時に保健師が面談を実施する中で、身体的あるいは精神的な状態、あるいは家庭での養育力、またその他の困り事など、支援に必要となります実情などを継続的に把握して、予防に努めるよう、務めているところでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。引き続き丁寧な対応について、お願いしたいと思います。

続いて、②昨年の台風や新型コロナウイルス感染拡大等によって、隣近所の顔の見える助け合いや支え合いをはじめ、地域コミュニティの重要性が再認識されたと感じております。これらを受けて地域コミュニティ醸成をはじめ、地域力向上に対する考えと対策については何かされているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年の台風15号などの災害時において、区、自治会や自主防災組織の活動は地域の皆さん

にとって大変心強いものであると感じており、その活動に対しまして深く敬意と感謝を申し上げるものでございます。

このように区や自治会の地域コミュニティ活動は、市民生活を支える重要な役割を担っていることは認識しておりますが、区の加入促進を図るためには、各区がそれぞれの特色を活かし、地域の住民にとって魅力あるものとし、区の必要性を未加入者へ根気よく伝えていくことが重要だと考えられます。

市といたしましては、平成29年度から区長や区長代理者など、当事者が共通する課題について話し合う場を作り、自らが課題解決について考えるきっかけとなるよう、支援に取り組んでおります。本年2月には、今年の台風15号などによる災害を受けて、災害時の地域と行政の連携をテーマとして、区長、区長代理者及び自主防災組織の代表に参加いただき、意見交換会を実施しております。今後も各地域が抱える課題等について話し合う場を作ってまいりたいと考えております。また、令和元年6月からは各区の特色や魅力を発信する取組として各区の紹介記事を月1回、広報やちまたへ掲載するなど、区の加入促進に向けて新たな取組を実施してきているところでございます。

これからも区長をはじめとした地域の声を伺いながら、地域が抱える課題等の解決につながるよう、出来る限り支援をしてまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

今年の8月にも、市民協働推進課が窓口になっていますでしょうか、地域力向上スクールが開催されることとなっているようです。このスクールにおいても、地域のコミュニティの醸成だとか、地域のつながりについて深めていく、広げていくという取組だと思いますが、八街市が目指すといいますか、地域の中でどのような人材を育てていきたいのか、そういったことについて、何か八街市として考えられているのか、思いとかがあればお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

今お話のございました地域力向上スクールにつきましては、八街市協働のまちづくり推進計画に基づきまして、市民活動の連携を支援する取組として、地域における様々な活動のつなぎ役となる人材を発掘、育成するために、昨年度5回の連続講座として実施させていただいたところでございます。この講座を受講された皆さんには大変好評でございまして、今後も継続的に実施してほしいといった声もいただきましたことから、今年度も8月29日に今回の講座の第2段として参加者同士、活動内容を共有して連携して活動出来るよう、ネットワークづくりに取り組んだところでございます。

地域の人と人がつながることが地域に活力を生んで、地域力の向上につながるものというふうを考えておりますので、区や自治会の支援とは別に、人材の発掘、育成のための講座等を開催いたしまして、受講した皆さんが地域をつなぐキーパーソンとしてご活躍いただけるよう、人と人とをつなぐネットワークを形成して、協働の街づくりを進めていく基盤の1つとしてまいりたいというふうに、現時点では考えております。

○小澤孝延君

これからの街づくりは、人材育成なくしては成し遂げることは出来ないと考えています。次代を担う子供たちをはじめ、持続可能な街づくり人財を育成する仕組みとなることを期待しております。

続いて3番目、非常災害時や緊急時において、市が発信する情報が市民に届かないことは危機的な状況であると考えています。これは直ちに改善が必要であります。特に要支援者は、周囲からの孤立をはじめ、正しい情報を受け取り、活用することが困難な状況から、情報難民となり、本来受けられるべき市民サービスが受けられないことも容易に想定されます。

このことを踏まえ、今後起こり得る災害を想定し、要支援者への関わりや情報発信、伝達の在り方について、どのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害時には、防災行政無線、ホームページ、メール、ツイッター、広報車など、あらゆる手段により情報発信を行っているところですが、防災行政無線につきましては、住宅構造の変化や地形的な問題により聞き取りづらい地域もございます。メール配信は災害時に有効な情報伝達手段であることから、メール配信登録のチラシを回覧し、周知を図っているところがございます。また、メールなどを利用出来ない方には、区、自主防災組織、民生委員などの地元の方々の力をお借りして、情報を伝達出来る体制を構築出来るよう、検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

今答弁にありましたが、ホームページや広報やちまた、メール配信サービスをはじめ回覧板、新聞折り込み、希望者には個別の郵送、ツイッター等により情報発信をさせていただいておりますが、区の自治会への加入率が50パーセントを下回り、新聞購読者数も減少の一途をたどっていることなどを踏まえると、確実に情報を届ける手段としては全世帯へ郵送もしくはポスティング配布などが現実的であると考えられます。幾らすばらしい市民サービスを考えて提供しようとしたとしても、その情報が本当に必要な方に届き、活用されなくては、何にもなりません。

全世帯に情報を伝達するための考えについて、改めてお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

広報やちまたの配布方法につきましては、郵送、ポスティングを含め、検討してきたところがございます。まず、全世帯への郵送につきましては、短期間に各ご家庭に配布出来るものの多額の経費を要するというところがございます。

次に、ポスティングにつきましては、過去に多くのポスティング業者の方に確認しましたところ、八街市全体をカバー出来る業者は一社もなく、最大でも市内の6割から7割程度とのことございました。また、住宅の点在地域が広範囲にわたることから、配布するには早くても10日程度を要するというふうに言われております。また、単価も他の自治体と比較し

て高額になるということから、現状では実施に至っていないということでございます。

このような事情から、広報やちまたの配布につきましては新聞折り込みのほか、公共施設やスーパー、コンビニなどに据置くことや、郵送により、これは個別の郵送ですね、対応してきたところでございます。

今後におきましても、様々な周知方法、手段を組み合わせ、出来るだけ多くの家庭に市政情報を提供出来るように努めてまいると共に、引き続きより多くのご家庭に配布出来る方法を模索していきたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

ぜひ検討を続けていただければと思います。やはり情報が届かないことには、情報を活用しようがないという状況があります。特に平時のときについては、様々な媒体を通じて様々な方が情報を入手するということは想定出来ませんが、非常災害時等においては、様々な媒体がどんどん削られてしまいます。限局的なものになってしまいますでしょうから、ぜひ確実にといいますか、多くの方に大切な情報が届くような手段を引き続き検討いただければと思っています。

続いて、4番目、去る6月のコロナ禍、都内でしょうか、3才女兒に対して母親から十分な食事を与えられず、一週間放置されるネグレクトにより、幼い、とうとい命が奪われた事件は記憶に新しく残っています。不審な状況や予兆を少なからず感じていた関係者や近所の方もいたということではありましたが、事件が起きました。

これは当市を含め、全ての地域で起こり得ると同時に、何としても防がなければならない事件だと思っています。そこで、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等には、発見者による虐待通告や通報義務が課せられております。これらの周知について、どのような取組がされているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童、高齢者及び障がい者への虐待や、虐待が疑われるような場合を発見した際は、速やかに通報しなければならないと、各法により定められております。本市の虐待通報義務の周知につきましては、広報やちまたや市ホームページに虐待等発見時の通報依頼を掲載しております。また、虐待通報啓発ポスター等を公民館、図書館、保育園、児童クラブ等の各施設に掲示し、虐待の早期の発見、防止に努めております。なお、毎年11月の児童虐待防止推進月間におきましては、広報やちまたで周知すると共に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたりまして、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることが出来るよう、オレンジリボンキャンペーンを展開し、キャンペーンと併せまして、商業施設や駅前において啓発物資を配布するなど、多方面から効果的な児童虐待防止のための広報啓発を実施しております。

今後も、社会的弱者が虐待等で、そのとうとい命が失われることのないよう、虐待等の早期発見、対応に努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

市内の虐待案件において、警察や児童相談所等の各関係機関との連携はどのようにとられているのか、もしもご紹介出来るようなケースがあれば、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

本市におきましては要保護児童、それから要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るということで、八街市要保護児童対策地域協議会を設置いたしまして、児童相談所、警察、保健所、社会福祉協議会、医師会、民生委員、児童委員協議会及び関係機関と連携を図りながら、虐待児童の情報というものを共有しているところでございます。

今後こういった支援関係者がお互いに連携いたしまして、切れ目のない支援体制が円滑に展開出来るように努めてまいりたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

先ほど市長のご答弁の中にもありましたが、児童虐待についてはオレンジリボン等の取組がなされています。また、高齢、障害においては具体的なちよつと行動と申しますか、定款が定められておりませんが、ぜひ市民一人ひとりが具体的な行動がとれるよう、そこにつながるような継続的な情報発信や働きかけをお願いしたいと思っております。

続いて、5番目、災害時や非常時の備えは平時、何も無いときにしか出来ません。日常から積極的に市民協働の意識を高め、ハード、ソフトの両側面から災害弱者も対象とした、協働による様々な備えや取組を進めるべきと考えます。

今後、想定される首都直下型や東南海地震、近年増加する大型台風など、様々な災害に対して検討されている取組があれば、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

大規模な災害の直後は、行政や防災関係機関のみでは対応しきれず、市民や家族における「自分の身は自分で守る」自助の取組や、「自らの地域は自らの手で守る」共助の取組が極めて重要であります。

その一環として、現在、川上小学校区をモデル地区として、避難所の運営を地域住民の共助の力で行うべく、避難所運営委員会の立ち上げを進めております。これは、地元の情報に精通している学校、区や自主防災組織などの地域の方々と市が協働して避難所運営を行うものでございます。

今後は、他の学区についても避難所運営委員会を立ち上げまして、地域の方々との協働による防災対策を強化してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひそういった取組がもっともっと八街市内に広がっていくことを切に願います。

続いて6番目、高齢者の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に資するというを目的に、八街市高齢者外出支援タクシー利用助成事業が平成29年より開始され、その間、初

乗り料金とか医療機関への市境を超えての利用など、市民の声や利用状況を確認しながら、利便性向上に向けて見直しを行っていただいています。

コロナ禍の昨今、特に高齢者は外出を控えなければならないことにより、地域との交流が減り、孤立や介護度、認知症等の進行も懸念されます。現行の取組ですと、同じ市内においても駅周辺と北部や南部では、迎車や移動距離が大きく違うにもかかわらず、一律の支給となっています。一律支給は、移動距離等を勘案すると共に、現行の公共交通網との連携も含め、地域間格差を改善していくべきと考えます。

そこで、市民の社会生活維持に欠かせない移動手段の確保と地域間格差への対策について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者、障がい者等は移動困難者とも呼ばれ、介護認定を受けた方に対して、介護保険サービスでは通所介護事業所が送迎を含めたサービスを提供しているほか、本市独自の事業として高齢者外出支援タクシー利用助成事業を実施し、運転免許証を持たない高齢者に助成券を交付しているところでございます。高齢者に分かりやすいよう、助成券一枚につき500円の助成としておりますが、居住地域によって利用枚数に差があることも認識しております。しかしながら、事前に高齢者一人ひとりの移動距離を把握した上で助成券を交付することは不可能であり、居住地域によって交付枚数に差をつけることは非常に難しいものと考えております。

高齢者外出支援タクシー利用助成事業につきましては、今年度から通院に限り、市外までの利用が出来るよう、見直しを行いました。今後も、市内公共交通との兼ね合いや、利用者増加への対応なども考慮しながら、必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

なかなか様々な公共交通との関連もありますので、一律にというわけにはいかないでしょうけれども、市民ニーズ、市民の声に耳を傾けていただきながら、格差の解消に力を注いでいただければと思います。

近年の台風をはじめとする豪雨災害や暴風、今後想定される巨大地震など、大規模自然災害、アフターコロナやウィズコロナと呼ばれるこれからをどのように生きていくのか、困難な状況において取り残されるのは、いつの時代も環境変化に敏感な方たちです。既存の法制度や仕組みにとらわれることなく、常に変化する社会情勢や市民ニーズに対応するためにも、市民との対話や現状の正確な把握から様々な協働場面の創出を創意工夫し、市民全員が主役になれる、協働による持続可能な街づくりの推進を期待します。

以上で、やちまた21、小澤孝延の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

○加藤 弘君

小澤孝延議員の非常災害対応につきまして、関連質問させていただきます。

去る8月30日に、青森県八戸市内の中学校において、運動会の閉会式の準備中に校庭において、つむじ風が発生し、校庭の砂が舞い上がり、竜巻のようにグラウンドにあったテントが舞い上がり、飛ばされそうになったとテレビ報道にございました。また、本市におきましても、数年前には、落雷により家にあった家電製品が全て使用出来なくなったお宅や、落雷により火災に遭ったお宅があったとのお話を伺っております。テレビ報道後、当市のホームページで、災害時の行動や避難勧告等の判断、伝達マニュアル等をのぞいてみても、日常で起こることが想定される災害である雷や竜巻等の発生時における行動や避難に関する文字が見受けられません。

何らかの方法で市民に対し、そのような状況に遭遇した場合の行動や対処について、知らせることが必要ではないかと思いますが、いかがか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

近年、大幅に増加しておりますゲリラ豪雨や雷、竜巻などへの対策といたしまして、防災情報を収集するなどの事前の備えや、竜巻注意情報が発表された際には丈夫な建物へ避難するなどの防災情報について、ホームページにて周知を図ると共に、やちまたメール配信サービスや防災行政無線による気象情報の発信などにより、防災意識の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

それと、災害時に当市は避難所として28か所の場所が指定されていると思いますが、新型コロナウイルス対策の上から、収容人数が大幅に少なくなると考えられます。

そこで、新たに各地区の比較的新しく耐震対応の出来ている、より身近な集会所等を避難所として増やしていくことは出来ないか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

加藤議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症によります避難所の収容人数につきましては不足しております。広報やちまたなどによりまして、自宅や親戚、友人宅への避難などの分散避難について、お願いしております。避難の在り方についても周知しているところでございます。また、市の指定避難所につきましては、8月に南部老人憩いの家を新たに指定したところでございます。ご指摘の各地区の集会所等につきましては、地域の方々が一時的に避難することになると思われまますので、市の指定避難所という位置付けではなく、地域の方々の共助での運営による避難所としていただければというふうに考えております。

○加藤 弘君

それともう一点、8月28日付の北総よみうり統合版によりますと、印旛管内の市町の防災対応が掲載されておりましたが、本市の対応として、発熱のある人や体調不良の人は受入れが困難なため、医療施設や保健所に相談と掲載されておりましたが、災害により自宅にいることが困難なため避難所に救いを求めてくるのではないかと考えられます。

そこで、北総よみうりにも、他の市町村の一般の避難者との扱いが出ておりましたが、当市も他の市町村と同じように、一般の避難所とは別に用意したテントで一時的に対応することは出来ないか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

基本的には発熱があったり倦怠感のある方の避難所への受入れにつきましては、避難所での感染症蔓延の可能性があることから、保健所であったり、医療機関の受診をお願いしているところでございます。しかし、避難所で体調不良となった方のためには、学校等を避難所として開設した場合には、教室等の一部を体調不良者用のスペースとして活用することも考えているところでございます。

今言われたとおり、テント等の利用につきましても、一時的な占有スペースの設置についても、他市町村等の状況を確認しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

以上で、私の関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

これで加藤弘議員の関連質問を終了いたします。

ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

日程第4、休会の件を議題といたします。

明日9月5日から7日は休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。9月5日から7日は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

9月8日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 2時07分）

○本日の会議に付した事件

1. 八街市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
 2. 議案の上程
議案第14号から議案第17号
提案理由の説明
 3. 一般質問
 4. 休会の件
-